

令和 8 年度第 1 回旭川市廃棄物処分場環境対策協議会

次 第

日 時 令和 8 年 5 月 2 5 日 (月) 午後 2 時 1 5 分
(委嘱状交付式(午後 2 時～)終了後すぐ)

場 所 旭川市近文清掃工場 2 階大会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 事務局職員紹介
- 4 議事
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 会議等の公開について
 - (3) 会議の定例化と令和 8 年度調査検討計画について
 - (4) 廃棄物処分場への資源物の搬入について
- 5 その他
- 6 閉会

(配付資料)

- ・ 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会について (資料 1)
- ・ 令和 7 年度の調査検討内容等について (資料 2)
- ・ 旭川市廃棄物処分場における最終覆土について (資料 3)
- ・ 旭川市廃棄物処分場のガス測定について (資料 4)
- ・ 旭川市廃棄物処分場資源物搬入マニュアルについて (資料 5) ※当日配布

会長及び副会長の選出

旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例第６条第１項の規定に基づき、学識経験者につき委嘱された委員のうちから会長及び副会長を選出します。

区 分	氏 名
会 長	
副 会 長	

会議等の公開について

旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例第8条第6項の規定に基づき、個人情報等非公開とすべきものを除き、次により旭川市廃棄物処分場環境対策協議会に係る会議等を公開します。

1 会議開催の事前公表について

会議の日時、会場、議題、傍聴等について、原則として会議開催の2週間前までに、市政情報コーナー（総合庁舎1階）及び市のホームページで公表します。

2 会議の公開について

会議は原則として傍聴を認めますが、会議場の条件により立ち見となる場合があります。

また、会議の報告、議案については、傍聴者にも提供します。

3 会議記録の作成と公表について

(1) 記録の方法

要点をまとめ、主たる内容を記載する「要点記録方式」とし、委員の自由な発言を保障する観点から、発言者の氏名は記載しません。

(2) 記録の確認方法

確認手続きの迅速化、効率性を考慮し、記録は事務局で作成し、出席委員全員の確認を得て決定とします。

(3) 記録の公表

循環型社会推進課（総合庁舎5階）、旭川市廃棄物処分場及び市政情報コーナー（総合庁舎1階）における閲覧、市のホームページへの掲載により公表します。

会議の定例化と令和８年度調査検討計画について

廃棄物処分場への資源物の搬入について

近年、廃棄物処理施設においては、リチウムイオン電池等に起因する事故が散発しており、対応に苦慮している状況があります。

また、中東情勢の悪化を背景とした原油やナフサ等の供給不安等の影響により、一部の資源物中間処理施設では、結束材の確保が困難となっており、今後の状況次第では、資源物の中間処理が困難となる可能性も想定されます。

このような背景への対策の一つとして、本市では、旭川市廃棄物処分場における資源物の仮置き及び埋立処分の方法について、「旭川市廃棄物処分場資源物搬入マニュアル」として事前に整備したく発議するものです。

旭川市廃棄物処分場資源物搬入マニュアル 別紙のとおり